

《手当・年金等の請求手続きチェックリスト》

年齢 区分	手帳の種別		身体障害者手帳																	療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			
	障害区分(級)		視覚障害				聴覚又は平衡 機能障害			音声・ 言語・ 咀嚼機能 障害		肢体不自由 (上肢、下肢、体幹)					内部障害(心臓 ・じん臓・呼吸器 ・ぼうこう又は 直腸・小腸等)				知的 障害		精神障害		
	各種手当、年金等	請求窓口	1級	2級	3級	4級～	2級	3級	4級～	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級～	1級	2級	3級	4級	A	B	1級	2級	3級
20歳 未満 の方	特別児童扶養手当	役場	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	△	○	△	△
	障害児福祉手当	役場	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	心身障害者扶養共済制度	上川保健 福祉事務所	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△
20歳 以上 の方	特別障害者手当	役場	□	□	△	△	□	△	△	△	□	□	■	△	△	□	□	△	△	□	△	□	□	△	△
	心身障害者扶養共済制度	上川保健 福祉事務所	○	○	○	△	○	○	△	○	△	○	○	○	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△
	国民年金(障害基礎年金)	社会保険 事務所	・国民年金法障害等級の1級または2級(特別児童扶養手当の認定基準に相当)に該当する20歳以上の方。																						
	厚生年金(厚生障害年金)		・在職中の病気やケガがもとで国民年金法障害等級の1級または2級に該当する方。独自給付として3級あり。																						
特別障害給付金	・国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在国民年金法障害等級の1級又は2級相当の障がいのある方。																								

- :概ね支給対象になるもの
- △:障害の程度により支給の対象になる可能性があるもの
- :2つの認定基準に該当する場合や日常生活動作能力または日常生活能力の評価が極めて重度と認められる場合などに対象となるもの
- :肢体不自由の下肢機能障害の一部(両下肢を足関節以上で欠くもの)で、他の認定基準と重複して該当する場合などに対象となるもの